

日医発第 530 号 (保 136)
平成 30 年 8 月 6 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉 義 武

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について

平成30年7月31日付保医発0731第1号厚生労働省保険局医療課長通知（以下、本通知という。）をもって「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成30年3月5日保医発0305第10号）等の一部が改正され、平成30年8月1日から適用されました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」（平成30年7月31日付保医発0731第2号）の23ページに掲載されている医療機器が区分B2として保険適用されたこと等によるものです。（平成30年8月6日付日医発第529号（保135）をご参照下さい。）

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、今回の留意事項等の改正につきましては、日本医師会雑誌10月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について（平30.7.31 保医発0731第1号 厚生労働省保険局医療課長）
2. 新たに留意事項通知が示された医療機器（日本医師会医療保険課）

保医発0731第1号
平成30年7月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の
一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、平成30年8月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成30年3月5日保医発0305第10号）の一部改正について
- 別添2 「特定保険医療材料の定義について」（平成30年3月5日保医発0305第13号）の一部改正について

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(平成30年3月5日保医発0305第10号)の一部改正について

- I の 3 の 064 に次を加える。
 - (6) 脊椎プレートと脊椎コネクタールが組み合わされ一体化されたものについては、それぞれ算定して差し支えない。

「特定保険医療材料の定義について」
(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの008(1)中「軟性血管鏡」又は「軟性動脈鏡」を「軟性血管鏡」、「軟性動脈鏡」又は「ビデオ軟性血管鏡」に改める。
- 2 別表のⅡの064(3)⑧中「椎体フック又は脊椎スクリュー」を「他の脊椎固定用材料(椎体フック、脊椎スクリュー又は脊椎プレート)」に改める

新たに留意事項通知が示された医療機器 (平成 30 年 8 月 1 日適用)

1. 脊椎固定用材料 脊椎コネクター

【販売名】 QUARTEX O-C-T スタビライゼーション システム
(グローバスメディカルジャパン合同会社)

〔決定区分〕

B2 (個別評価・既存機能区分・変更あり)

〔保険償還価格〕

41,400 円

〔決定機能区分〕

064 脊椎固定用材料 (7)脊椎コネクター

〔主な使用目的〕

本品は、外傷、変性疾患、腫瘍、脊椎側弯症等の脊椎疾患において、後頭骨から胸椎間の一時的な固定、矯正をすることにより患部の安定化や骨癒合を補助することを目的とする。

<関連する通知の改正>

- (1) 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号)の一部改正(平成 30 年 7 月 31 日付保医発 0731 第 1 号)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の I の 3 の 064 を次のように改める。 (改正箇所下線部)	
改正後	改正前
<p>064 脊椎固定用材料</p> <p>(1) U字型脊椎ロッドは、脊椎ロッド2本とトランスバース固定器1本を組み合わせたものとして算定して差し支えない。 また、レクタングル型脊椎ロッドは、脊椎ロッド2本を組み合わせたものとして算定して差し支えない。</p> <p>(2) 脊椎ロッドと脊椎プレートの機能を併せて持つものについては、主たる機能に係るもののみを算定する。</p> <p>(3) 脊椎ロッドと椎体フックが組み合わされ一体化されたものについては、それぞれ算定して差し支えない。</p> <p>(4) トランスバース固定器と椎体フックの機能を併せて持つものについては、それぞれ算定して差し支えない。</p> <p>(5) U字型プレート(後頭骨を支持する機能を有するものに限る。)は、脊椎プレート2枚を組み合わせたものとして算定できる。</p> <p><u>(6) 脊椎プレートと脊椎コネクターが組み合わされ一体化されたものについては、それぞれ算定して差し支えない。</u></p>	<p>064 脊椎固定用材料</p> <p>(1) U字型脊椎ロッドは、脊椎ロッド2本とトランスバース固定器1本を組み合わせたものとして算定して差し支えない。 また、レクタングル型脊椎ロッドは、脊椎ロッド2本を組み合わせたものとして算定して差し支えない。</p> <p>(2) 脊椎ロッドと脊椎プレートの機能を併せて持つものについては、主たる機能に係るもののみを算定する。</p> <p>(3) 脊椎ロッドと椎体フックが組み合わされ一体化されたものについては、それぞれ算定して差し支えない。</p> <p>(4) トランスバース固定器と椎体フックの機能を併せて持つものについては、それぞれ算定して差し支えない。</p> <p>(5) U字型プレート(後頭骨を支持する機能を有するものに限る。)は、脊椎プレート2枚を組み合わせたものとして算定できる。 (新設)</p>

- (2) 「特定保険医療材料の定義について」(平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 13 号)の一部改正(平成 30 年 7 月 31 日付保医発 0731 第 1 号)

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱを次のように改める。(改正箇所下線部)	
改正後	改正前
064 脊椎固定用材料 (1)～(2) (略) (3) 機能区分の定義 ①～⑦ (略) ⑧ 脊椎コネクタ－ 複数の脊椎ロッドを直線上に連結すること又は脊椎ロッドと <u>他の脊椎固定用材料(椎体フック、脊椎スクリュー又は脊椎プレート)</u> を連結することを目的に使用するコネクタ－であること。 ⑨～⑩ (略)	064 脊椎固定用材料 (1)～(2) (略) (3) 機能区分の定義 ①～⑦ (略) ⑧ 脊椎コネクタ－ 複数の脊椎ロッドを直線上に連結すること又は脊椎ロッドと <u>椎体フック又は脊椎スクリュー</u> を連結することを目的に使用するコネクタ－であること。 ⑨～⑩ (略)

2. 血管内視鏡カテーテル

【販売名】 ビデオ血管内視鏡カテーテル Zemporshe (大正医科器械株式会社)

[決定区分]

B2 (個別評価・既存機能区分・変更あり)

[決定機能区分]

008 血管内視鏡カテーテル

[保険償還価格]

163,000 円

[主な使用目的]

本品は細径ビデオスコープであり、経皮的に挿入し、血管内腔の観察又は診断に用いる。

<関連する通知の改正>

「特定保険医療材料の定義について」(平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 13 号)の一部改正(平成 30 年 7 月 31 日付保医発 0731 第 1 号)

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱに次のように改める。(改正箇所下線部)	
改正後	改正前
008 血管内視鏡カテーテル 定義 次のいずれにも該当すること。 (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具 (25) 医療用鏡」であって、一般的名称が「 <u>軟性血管鏡</u> 」、「 <u>軟性動脈鏡</u> 」又は「 <u>ビデオ軟性血管鏡</u> 」であること。 (2) (略)	008 血管内視鏡カテーテル 定義 次のいずれにも該当すること。 (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具 (25) 医療用鏡」であって、一般的名称が「 <u>軟性血管鏡</u> 」又は「 <u>軟性動脈鏡</u> 」であること。 (2) (略)

(日本医師会医療保険課)